

経営管理の権力と積累集計

1 個別事項		経営管理権の設定を受ける市町村 (名称) 上富田町長 奥田 誠 (氏名又は名称)		(所在地) 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地 (住所又は所在地)	
整理番号	集6-004 経営管理権者 (甲)	乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権の始期 (C)	経営管理実施権は設定しない。 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の 算定方法) ○乙は、存続期間中に保育間伐及び森林の保護等の全部又は一部を実施する。なお、森林作業道や歩道の設置は行わないものとする。
1 整理番号	上富田町生馬字小房	地番 3289-1 在地番号 34 林班 準林班 準林班 14 小班 口	面積 ha 0.20 現況樹種 ヒノキ ヒノキ スギ 53 51 50	地目 山林 現況林齡 2025.4.1 10年間 (2035.3.31)	経営管理実施権は設定しない。 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の 算定方法) ○乙は、存続期間中に保育間伐及び森林の保護等の全部又は一部を実施する。なお、森林作業道や歩道の設置は行わないものとする。 ○乙は、施業後の林内実施や、深畳林における不必要な伐採は控える等、森林の公益的機能・増進に配慮するものとする。 ○乙は、火災、病害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行いうものとし、当該巡視は林道から目の目視によって判断できる限りで行う。 ○乙は、気象事等により、当該森林において立木や土砂の流出、倒木の撤去等必要な対策を講じるものとする。

の計画に同意する。  
権利の設定を受け

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

所（同上）

誠 奥田 長富上

卷之三

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける市町村（乙）  
権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 住 所（同上）

上富田町長 奥田 謙

印

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営権が設定されることとのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齡」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

この経営管理集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容  
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるとこにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下、「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお収益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

#### (2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権の設定により経営管理実施権の設定を受ける者（以下、「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理実施権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

#### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

#### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

- この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払いを受けける権利）が、それぞれ設定される。  
乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

#### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

#### (6) 経営管理権の設定等の条件

- ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合  
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合  
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となつたときは、気象災等により被害が発生して（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。  
③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、乙の同意を得るものとする。  
④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

#### (7) 森林への入り及び施設の利用等

- ① 乙は、（1）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外のものを立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外のものに立ち入らせることができる。  
② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。  
③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

#### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が認定されないとときには乙が（経営管理実施権が認定されるとときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細等を通知するものとする。

#### (9) 森林保険（経営管理実施権が設定されたなかった場合）

気象災等により当該森林に生育する樹木が損失した場合には、原則、甲が再造林等を実施し、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において、甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができるものとする。このとき、経営管理実施権者は、その保険料を木材販売収入から経費として控除するものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

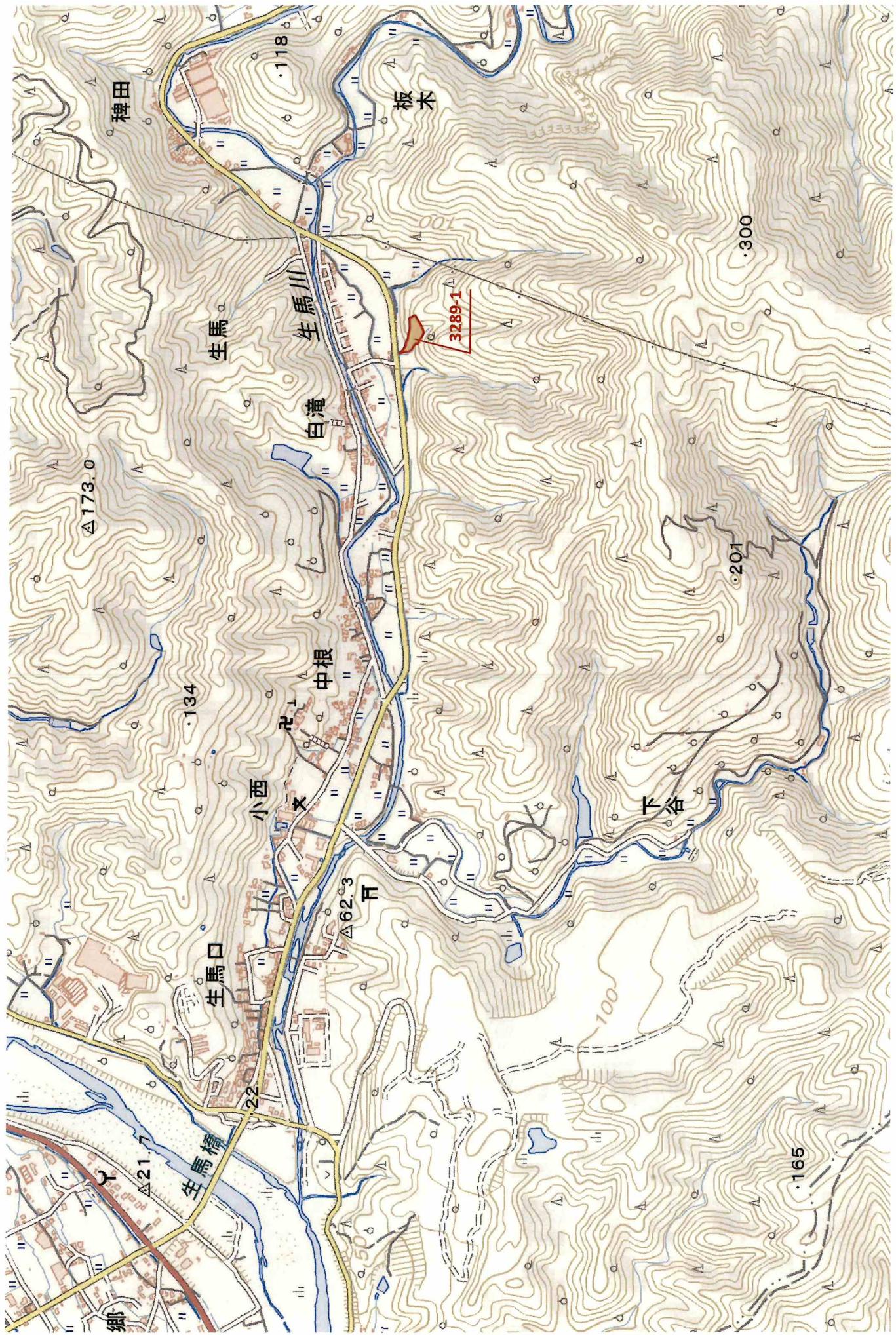
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は連帯なく乙に申し出るものとする。

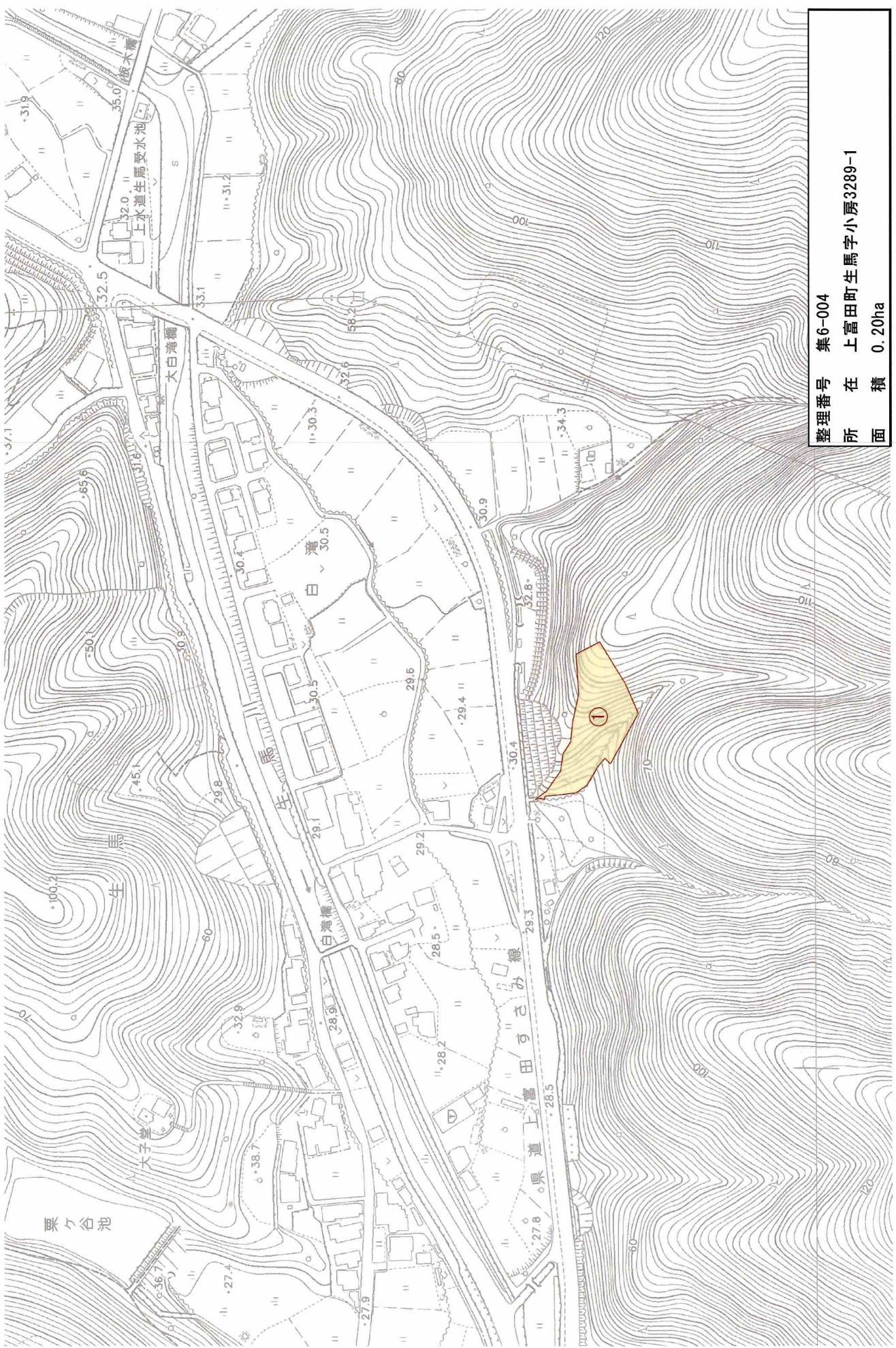
(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができます。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。
- ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。





整理番号 集6-004  
在 上富田町生馬字小房3289-1  
所 積面 0.20ha